

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・スポーツ交流局 観光課

法令名	旅行業法			法令番号	昭和27年法律239号			
手続名	旅行業又は旅行業者代理業の登録			根拠条項	第3条			
審査基準	旅行業法第4条及び第6条並びに旅行業法施行規則第1条の2及び第1条の4による。							
受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	